

## 10 保険料の払込経路

### 保険料の払込経路

●保険料の払込経路には、次の方法があります。

払込経路		お取扱い
口座振替扱い <sup>(注1)</sup>	口座振替によるお払込み	当社提携の金融機関などに保険料振替に利用する口座をご指定いただき、その口座から保険料振替日（払込期月の27日） <sup>(注2)</sup> に自動的に保険料が振り替えられます。
送金扱い	払込取扱票によるお払込み	お届けした払込取扱票により、もよりのゆうちょ銀行・郵便局、当社指定の金融機関またはコンビニエンスストア等からお払込みください。
店頭扱い	店頭持参によるお払込み	原則として新たな払込経路に変更されるまでの期間に限りお取り扱いします。もよりの支社または本社に持参してお払込みください。

(注1) 口座振替扱いをご希望の場合、保険料口座振替特約の付加を要します。  
(注2) その日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とします。

### 払込経路の変更

- 第2回以後の保険料について、払込経路を変更することができます。
- 払込経路の変更をご希望する際は、当社の担当者、もよりの営業所、支社または本社までお申し出ください。
- 新たな払込経路に変更されるまでの間の保険料は、もよりの支社または本社でお払込みください。

**ご注意** 払込経路を変更された場合、保険料が変更されることがあります。

## 11 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除、失効、復活）

### 払込期月と猶予期間

保険料は払込期月内にお払込みください。  
猶予期間内にお払込みがない場合、保障はなくなります。

- 保険料を払い込んでいただく月の1日から末日までを「払込期月」といいます。
- 保険料のお払込みには**猶予期間**があります。猶予期間は次のとおりです。

払込回数	猶予期間
新年掛、新半年掛	払込期月の翌月1日から翌々月の契約応当日まで
月掛	払込期月の翌月1日から末日まで

- 第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって**解除**となります。
- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日から**効力を失います（失効）**。



**ご注意** 第1回保険料のお払込みがないままご契約が解除となった後、解除となった日の翌日から3年以内に改めてご契約をお申し込みいただく場合は、第1回保険料のお払込みを「口座振替により払い込む方法」以外の方法でお申し込みください。

- 口座振替扱いのご契約は保険料振替日に保険料の振り替えができなかった場合、翌月の保険料振替日<sup>(注)</sup>に再度口座振替を行います。なお、払込期月の翌月の保険料振替日に保険料の振り替えができなかった場合は、当社の担当者、もよりの営業所、支社または本社へご連絡ください。
- 第2回以後の保険料**について猶予期間内にお払込みがない場合、保険料の自動振替貸付が可能となるときは、自動的に当社が保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させます。ただし、ご契約者からあらかじめ希望されない旨のお申出があった場合には、この取扱いはしません。

(注) 保険料の払込回数が、新年掛または新半年掛の場合は、保険料振替日の翌月の応当日になります。